

○総務省令第四十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条の三第三項ただし書の規定に基づき、  
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十九日

総務大臣 野田 聖子

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)  
第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額(次号から第四号までに規定する費用に係るものを除く。)

【一・三 略】

四 前各号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の書面解除があつた場合に、当該電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、同種の役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができるようになるための措置の適用に通常要する費用として総務大臣が別に告示する額

(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)  
第二十二條の二の九 「同上」

一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額(次号及び第三号に規定する費用に係るものを除く。)

【一・三 同上】

【新設】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

### (準備行為)

2 仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）別表備考第三号に規定する仮想移動電気通信サービスをいう。）である携帯電話端末サービス（同備考第一号に規定する携帯電話端末サービスをいう。）の役務について、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二條の二の七第一項第五号の認定を受けようとする電気通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同條の規定により、当該認定の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、施行規則第二十二條の二の七第一項第五号の規定により、認定をすることができる。

4 前項の認定に係る変更の届出及び当該認定の取消しについては、施行規則第二十二條の二の七第三項及び第四項の規定による。

5 附則第二項から前項までの規定による申請、認定及び届出は、施行規則第二十二條の二の七第一項第五号又は同條第三項若しくは第四項の規定によりされたものとみなす。